関する記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。

(ש田)

### 第十四章 雑則

(規則への委任)

第二百七十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

温 强

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(凝過指層)

- 条第六項第一号イ及び口、第二号本文並びに第七項の規定は適用しない。み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。) については、第百五十一十条の三に規定する老人短期入所施設をいう。) (基本的な設備が完成されているものを合する施設(専ら当該事業の用に供するものに限る。) 又は老人短期入所施設(旧を福法第二「旧を福法」という。) 第五条の二第四項に規定する老人短期入所事業をいう。) の用に供入年法律第百二十四号) 第二十条の規定による改正前の老人福祉法(以下この条において第二条 平成十二年四月一日において現に存する老人短期入所事業(介護保険法施行法(平成
- 及び浴室については、次のとおりとする。十三年医療法施行規則等改正省令附則第二十二条の規定の適用を受けているものに係る食堂群」という。) に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成療養型病床群(病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による旧療養型病床成十三年医療法施行規則等改正省令」という。) 附則第三条に規定する既存病院建物内の旧第三条 医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成十三年厚生労働省令第八号。以下「平
  - 食堂は、内のりによる測定で、療養病床における入院患者一人当たり一平方メートル以

上の広さを有すること。

- ご浴室は、身体の不自由な者が入浴するために適したものとすること。
- ばならない。る病室を有するものについては、療養病床に係る一の病室の病床数は、四床以下としなけれる病室を有するものについては、療養病床に係る一の病室の病床数は、四床以下としなけれ事業所であって、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第三条の規定の適用を受けてい第四条 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護
- い。は、内のりによる測定で、入院患者一人当たり六・四平方メートル以上としなければならなる病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積事業所であって、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第六条の規定の適用を受けてい第五条 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護
- ればならない。 メートル以上の床面積を有するほか、機能訓練を行うために必要な器械及び器具を備えなけるものについては、同条の規定にかかわらず、機能訓練室は、内のりによる測定で四十平方事業所であって、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第二十一条の規定の適用を受け第六条 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護
- 係る食堂及び浴室については、同条の規定にかかわらず、次のとおりとする。て、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第二十四条の規定の適用を受けているものに病床群」という。) に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であっ養型病床群(病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による診療所旧療養型第七条 平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第四条に規定する既存診療所建物内の旧療
  - 上の広さを有すること。一食堂は、内のりによる測定で、療養病床における入院患者一人当たり一平方メートル以
  - 二 浴室は、身体の不自由な者が入浴するために適したものとすること。
- しなければならない。 受けている病室を有するものについては、療養病床に係る一の病室の病床数は、四床以下と療養介護事業所であって、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第四条の規定の適用を第八条 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定短期入所
- ならない。 床面積は、内のりによる測定で、入院患者一人当たり六・四平方メートル以上としなければ受けている病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の療養介護事業所であって、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第七条の規定の適用を第九条 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定短期入所
- 介護の事業を行う指定特定施設の介護居室であって、平成十八年四月一日において現に定員の規定により指定特定施設入居者生活介護事業者とみなされた者が指定特定施設入居者生活第十条 介護保険法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第七十七号)附則第十条第一項

一号イの規定は適用しない。四人以下であるものについては、第二百二十条第四項第一号イ及び第二百四十二条第四項第

- にあっては、第二百四十二条第四項第一号イの規定は適用しない。第十一条 平成十八年四月一日において現に存する養護老人ホーム(建築中のものを含む。)
- は、指定居宅サービス等旧基準第九章第六節の規定の例によることができる。入所生活介護事業所であるものについては、この条例の施行後最初の指定の更新までの間サービス等旧基準」という。)第百四十条の十六第一項に規定する一部ユニット型指定短期事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅(平成二十三年厚生労働省令第百六号)第一条の規定による改正前の指定居宅サービス等のて、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令第十二条 平成十五年四月一日以前に指定短期入所生活介護の事業を行っている事業所であっ
- 定居宅サービス等旧基準第十章第六節の規定の例によることができる。 療養介護事業所であるものについては、この条例の施行後最初の指定の更新までの間は、指定居宅サービス等旧基準第百五十五条の十五第一項に規定する一部ユニット型指定短期入所<20 平成十七年十月一日以前に指定短期入所療養介護の事業を行っている事業所であって、指

介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例をここに公布する。指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る

平成二十五年三月十一日

栃木県知事 福 田 富 一

### 梳木県条例第十五号

係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に

目次

第一章 総則 (第一条—第四条)

第二章 介護予防訪問介護

第一節 基本方針 (第五条)

第二節 人員に関する基準 (第六条・第七条)

第三節 設備に関する基準 (第八条)

第四節 運営に関する基準 (第九条—第三十九条)

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第四十条―第四十二条)

第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準(第四十三条―第四十七条)

第三章 介護予防訪問入浴介護

第一節 基本方針 (第四十八条)

第二節 人員に関する基準 (第四十九条・第五十条)

第三節 設備に関する基準 (第五十一条)

号外第14号 (169)

第四節 運営に関する基準 (第五十二条—第五十七条)

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (第五十八条・第五十九条)

第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準(第六十条―第六十三条)

第四章 介護予防訪問看護

第一節 基本方針 (第六十四条)

第二節 人員に関する基準 (第六十五条・第六十六条)

第三節 設備に関する基準 (第六十七条)

第四節 運営に関する基準 (第六十八条—第七十五条)

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (第七十六条―第七十八条)

第五章 介護予防訪問リハビリテーション

第一節 基本方針 (第七十九条)

第二節 人員に関する基準 (第八十条)

第三節 設備に関する基準 (第八十一条)

第四節 運営に関する基準 (第八十二条—第八十五条)

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (第八十六条・第八十七条)

第六章 介護予防居宅療養管理指導

第一節 基本方針 (第八十八条)

第二節 人員に関する基準(第八十九条)

第三節 設備に関する基準(第九十条)

第四節 運営に関する基準 (第九十一条—第九十四条)

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第九十五条・第九十六条)

第七章 介護予防通所介護

第一節 基本方針 (第九十七条)

第二節 人員に関する基準(第九十八条・第九十九条)

第三節 設備に関する基準 (第百条)

第四節 運営に関する基準 (第百一条—第百八条)

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (第百九条―第百十二条)

第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準(第百十三条―第百十六条)

第八章 介護予防通所リハビリテーション

第一節 基本方針 (第百十七条)

第二節 人員に関する基準 (第百十八条)

第三節 設備に関する基準 (第百十九条)

第四節 運営に関する基準 (第百二十条—第百二十四条)

条) 第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第百二十五条―第百二十八

第九章 介護予防短期入所生活介護

- 第一節 基本方針 (第百二十九条)
- 第二節 人員に関する基準 (第百三十条・第百三十一条)
- 第三節 設備に関する基準 (第百三十二条・第百三十三条)
- 第四節 運営に関する基準 (第百三十四条—第百四十三条)
- 条) 第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第百四十四条—第百五十一
- 並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第六節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営
  - 第一款 この節の趣旨及び基本方針(第百五十二条・第百五十三条)
  - 第二款 設備に関する基準 (第百五十四条・第百五十五条)
  - 第三款 運営に関する基準 (第百五十六条—第百六十条)
  - 五条) 第四款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第百六十一条—第百六十
- 第七節 基準該当介護予防サービスに関する基準 (第百六十六条―第百七十二条)
- 第十章 介護予防短期入所療養介護
  - 第一節 基本方針 (第百七十三条)
  - 第二節 人員に関する基準 (第百七十四条)
  - 第三節 設備に関する基準 (第百七十五条)
  - 第四節 運営に関する基準 (第百七十六条—第百八十二条)
  - 条) 第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第百八十三条―第百八十九
  - 並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第六節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営
    - 第一款 この節の趣旨及び基本方針(第百九十条・第百九十一条)
    - 第二款 設備に関する基準 (第百九十二条)
    - 第三款 運営に関する基準 (第百九十三条—第百九十七条)
    - 条) 第四款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第百九十八条—第二百二
- 第十一章 介護予防特定施設入居者生活介護
  - 第一節 基本方針 (第二百三条)
  - 第二節 人員に関する基準 (第二百四条・第二百五条)
  - 第三節 設備に関する基準 (第二百六条)
  - 第四節 運営に関する基準 (第二百七条—第二百十八条)
  - 五条)第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第二百十九条—第二百二十
  - 第六節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の基本方針並び

に人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針(第二百二十六条・第二百二十七条)

第二款 人員に関する基準 (第二百二十八条・第二百二十九条)

第三款 設備に関する基準 (第二百三十条)

第四款 運営に関する基準 (第二百三十一条—第二百三十五条)

三十七条)第五款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第二百三十六条・第二百

第十二章 介護予防福祉用具貸与

第一節 基本方針 (第二百三十八条)

第二節 人員に関する基準 (第二百三十九条・第二百四十条)

第三節 設備に関する基準 (第二百四十一条)

第四節 運営に関する基準 (第二百四十二条—第二百四十九条)

二条) 第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第二百五十条—第二百五十

第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準(第二百五十三条・第二百五十四条)

第十三章 特定介護予防福祉用具販売

第一節 基本方針 (第二百五十五条)

第二節 人員に関する基準 (第二百五十六条・第二百五十七条)

第三節 設備に関する基準 (第二百五十八条)

第四節 運営に関する基準 (第二百五十九条—第二百六十三条)

十六条) ・大条) 第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第二百六十四条—第二百六

第十四章 雑則 (第二百六十七条)

运宝

第一章 総則

(殿加)

るものとする。 指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定め項及び第二項の規定に基づき、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに用される法第七十条の二第四項において準用する場合を合む。)並びに第百十五条の四第一護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第三十五条の十一の規定により読み替えて適四条第一項第二号、第百十五条の二第二項第一号(法第百十五条の十一において準用する介第一条 この条例は、介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第五十

(定義)

第二条 この条例における用語の意義は、法の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 者をいう。 一 介護予防サービス事業者 法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業を行う
- 係る対価をいう。 二 利用料 法第五十三条第一項に規定する介護予防サービス費の支給の対象となる費用に
- る。)をいう。要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額とす働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定介護予防サービスに三 介護予防サービス費用基準額 法第五十三条第二項第一号又は第二号に規定する厚生労
- 係る指定介護予防サービスをいう。 に代わり当該指定介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該介護予防サービス費に四 法定代理受領サービス 法第五十三条第四項の規定により介護予防サービス費が利用者
- に換算する方法をいう。 勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数五 常勤換算方法 事業所の従業者の延べ勤務時間数を当該事業所において常勤の従業者が
- 準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)の例による。厚生省令第三十七号)及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基るものを除き、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年3 前二項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、この条例に特段の定めがあ

(指定介護予防サービスの事業の一般原則)

- 場に立ったサービスの提供に努めなければならない。第三条 指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立
- らない。 事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければな地域との結びつきを重視し、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、他の介護予防サービス2 指定介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、

(法第百十五条の二第二項第一号の条例で定める者)

養介護に係る指定の申請にあっては、この限りでない。
防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予用する場合を合む。)の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院等により行われる介行令第三十五条の十一の規定により読み替えて適用される法第七十条の二第四項において準第四条 法第百十五条の二第二項第一号(法第百十五条の十一において準用する介護保険法施

### 第二章 介護予防訪問介護

#### 第一節 基本方針

態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営第五条 指定介護予防訪問介護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において要支援状

を目指すものでなければならない。とにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の生活全般にわたる支援を行うこ

## 第二節 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

- いて同じ。)の員数は、常勤換算方法で、二・五以上とする。護福祉士又は法第八条の二第二項の政令で定める者をいう。以下この節から第五節までにお事業所」という。)ごとに置くべき訪問介護員等(指定介護予防訪問介護の提供に当たる介第六条 指定介護予防訪問介護事業者が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防訪問介護
- の数に応じて常勤換算方法によることができる。なければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者人以上の者をサービスの提供に関する責任者(以下「サービス提供責任者」という。) とし定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。) の数が四十又はその端数を増すごとに一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防訪問介護及び指受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において等のうち、利用者(当該指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せてる 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員
- 型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。定介護予防訪問介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応護予防訪問介護に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指々 サービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であって、専ら指定介
- 各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。う。)第六条第一項から第四項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前る条例(平成二十五年栃木県条例第十四号。以下「指定居宅サービス等基準条例」といる場合については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定め予防訪問介護の事業と指定訪問一の事業所において一体的に運営されていら 指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護

(海型布)

る。 せ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとす管理上支障がない場合は、管理者を、当該指定介護予防訪問介護事業所の他の職務に従事さに従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問介護事業所の第年業所の諸子条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、専らその職務

# 第三節 設備に関する基準

- ならない。の区画を設けるほか、指定介護予防訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければ第八条 指定介護予防訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用
- を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。る場合については、指定居宅サービス等基準条例第八条第一項に規定する設備に関する基準予防訪問介護の事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている 指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護

## 第四節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

- らない。 した文書を交付して説明し、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければな等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載じめ、利用申込者又はその家族に対し、第二十七条に規定する運営規程の概要、訪問介護員第九条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、あらか
- 問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。の規則で定める方法により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他項の規定による文書の交付に代えて、規則で定めるところにより当該利用申込者又はその家2 指定介護予防訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合は、前

(サービス提供拒否の禁止)

ではならない。第十条 指定介護予防訪問介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問介護の提供を拒ん

(サービス提供困難時の対応)

介護予防訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。た場合は、速やかに、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問介護を提供することが困難であると認め実施地域(事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案第十一条 指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の通常の事業の

(受給資格等の確認)

- めなければならない。は、被保険者証により、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確か第十二条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供を求められた場合
- ばならない。きは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問介護を提供するように努めなけれる 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されていると

(要支援認定の申請に係る援助)

- に当該申請が行われるよう、必要な援助を行わなければならない。かを確認し、当該申請が行われていないときは、当該利用申込者の意思を踏まえて、速やか援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどう第十三条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、要支
- されるよう、必要な援助を行わなければならない。 請が遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の三十日前までにはな用者に対し行われていない等の場合であって、必要と認めるときは、要支援認定の更新の申2 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)が利

(心身の状況等の把握)

の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他令第三十七号。以下「指定介護予防支援等基準」という。)第三十条第九号のサービス担当防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省者に係るサービス担当者会議(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予第十四条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、利用

(介護予防支援事業者等との連携)

- 防支援事業者等」という。)との密接な連携に努めなければならない。 介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者(以下「介護予第十五条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供するに当たっては、
- なければならない。する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め又はその家族に対し適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対る 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の終了に際しては、利用者

(介護予防サービス費の支給を受けるための援助)

を受けるために必要な援助を行わなければならない。 護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の利用者が介護予防サービス費の支給け出ること等により介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届う。) 第八十三条の九各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に申込者が介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」とい第十六条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、利用

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

防サービス計画に沿った指定介護予防訪問介護を提供しなければならない。第一号ハ及び二に規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該介護予第十七条 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防サービス計画(施行規則第八十三条の九

(介護予防サービス計画の変更の援助)

ならない。場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければ第十八条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する

(身分を証する書類の携行)

ればならない。 回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなけ第十九条 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初

(サービスの提供の記録)

- ればならない。を、当該利用者の介護予防サービス計画を記載した文書又はこれに準ずる文書に記載しなけ四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項定介護予防訪問介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第第二十条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際には、当談指
- その他適切な方法により、その情報を当該利用者に対し提供しなければならない。的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合は、文書の交付2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際には、提供した具体

(利用料等の受領)

- 防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問介護事業者に支払われる介護予訪問介護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問介護に第二十一条 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防
- 護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と当該指定介護予防訪問介護に係る介2 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介
- 要した交通費の額の支払を当該利用者から受けることができる。常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問介護を行う場合は、これに3 指定介護予防訪問介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通
- 者の同意を得なければならない。 かじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明し、当該利用4 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の交通費に係るサービスの提供に当たっては、あら

(保険給付の請求のための証明書の交付)

付しなければならない。容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対し交防訪問介護に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定介護予防訪問介護の内第二十二条 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

対する介護予防訪問介護の提供をさせてはならない。第二十三条 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等にその同居の家族である利用者に

(利用者に関する市町村への通知)

- ればならない。 の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなけ第二十四条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を受けている利用者が次
  - 援状態を悪化させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。一正当な理由なく指定介護予防訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支
  - 二 偽りその他不正な行為により保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

措置を講じなければならない。 状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治の医師への連絡その他の必要な第二十五条 訪問介護員等は、現に指定介護予防訪問介護の提供を行っている時に利用者に病

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

- 業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。第二十六条 指定介護予防訪問介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従
- るものとする。 の節(前項及びこの項を除く。)及び次節の規定を遵守させるため必要な指揮又は命令をする 指定介護予防訪問介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者にこ
- る サービス提供責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。
  - 一 指定介護予防訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。
  - 二 利用者の状態の変化及びサービスに関する意向を定期的に把握すること。
  - 三
    サービス担当者会議への出席等により介護予防支援事業者等との連携を図ること。
  - こと。 的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達する四 訪問介護員等(サービス提供責任者を除く。以下この項において同じ。)に対し、具体
  - 五 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
  - 六 訪問介護員等の能力及び希望を踏まえた業務管理を実施すること。
  - 七 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
  - 、その他サービスの内容の管理について必要な業務を実施すること。

(運営規程)

- う。)を定めておかなければならない。る事業の運営についての重要事項に関する規程(第三十一条において「運営規程」とい第二十七条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、次に掲げ
  - 一事業の目的及び運営の方針
  - 二 従業者の職種、員数及び職務の内容

- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定介護予防訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 その他運営に関する重要事項

(介護等の総合的な提供)

があってはならない。 護等」という。)を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏することは、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事(以下この条において「介第二十八条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の事業の運営に当たって

(勤務体制の確保等)

- を定めておかなければならない。供することができるよう、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制第二十九条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問介護を提
- 訪問介護事業所の訪問介護員等により指定介護予防訪問介護を提供しなければならない。2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、当該指定介護予防

(海生管理等)

- て、必要な管理を行わなければならない。第三十条 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態につい
- て、衛生的な管理に努めなければならない。2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の設備及び備品等につい

すると認められる重要事項を掲示しなければならない。に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資第三十一条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の見やすい場所

( 秘密保持等)

- 用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。第三十二条 指定介護予防訪問介護事業所の従業者は、正当な理由なくその業務上知り得た利
- う、必要な措置を講じなければならない。が、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないより 指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者であった者
- 意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。 用する場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を使用する場合は当該家族の同3 指定介護予防訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を使

(石生)

る場合は、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。第三十二条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所について広告をす

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

- (苦情処理) 予防支援事業者又はその従業者に対し金品その他の財産上の利益を供与してはならない。当該指定介護予防訪問介護事業者によるサービスを利用させることの対償として、当該介護第三十四条 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者が利用者に
- を講じなければならない。 者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するための窓口の設置その他の必要な措置第三十五条 指定介護予防訪問介護事業者は、その提供した指定介護予防訪問介護に係る利用
- 録しなければならない。 2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記
- 従って必要な改善を行わなければならない。 力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の3 指定介護予防訪問介護事業者は、その提供した指定介護予防訪問介護に関し、法第二十三
- 当該市町村に報告しなければならない。 4 指定介護予防訪問介護事業者は、市町村からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を
- 指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。とともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第百七十六条第一項第三号の調査に協力するら 指定介護予防訪問介護事業者は、その提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者からの
- 項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。6 指定介護予防訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合は、前

(地域との連携)

行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。護予防訪問介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を第三十六条 指定介護予防訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介

(事故発生時の対応)

- 業者等に対し連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。より事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事第三十七条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供に
- しなければならない。 3 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の事故の状況及びその際に採った処置について記録

**憤すべきときには、速やかに、当該損害の賠償をしなければならない。3 指定介護予防訪問介護事業者は、第一項に規定する場合であって、当該利用者の損害を賠** 

(会計の区分)

ならない。するとともに、指定介護予防訪問介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければ第三十八条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに経理を区分

(記録の整備)

- 整備しておかなければならない。第三十九条 指定介護予防訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を
- は、二年間)保存しなければならない。 に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間(第四号及び第五号に掲げる記録にあってる 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供に関する次
  - 一个護予防訪問介護計画
  - 三 第二十条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - 三 第二十四条の規定による市町村への通知に係る記録
  - 四 第三十五条第二項の規定による苦情の内容等の記録
  - 五 第三十七条第二項の規定による事故の状況及びその際に採った処置についての記録
- らない。 予防サービス費の算定に関する記録については、その完結の日から五年間保存しなければなる 指定介護予防訪問介護事業者は、第一項の諸記録のうち介護予防サービス費及び特例介護

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防訪問介護の基本取扱方針)

- 標を設定し、計画的に行われなければならない。 第四十条 指定介護予防訪問介護は、利用者の介護予防に資するよう、介護予防訪問介護の目
- い、常にその改善を図らなければならない。2、常にその改善を図らなければならない。2、指定介護予防訪問介護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問介護の質の評価を行
- ビスの提供に当たらなければならない。生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサー3 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常
- るような方法によるサービスの提供に努めなければならない。4 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができ
- 切な働き掛けに努めなければならない。 疎通を十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適ら 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たり、利用者との意思

(指定介護予防訪問介護の具体的取扱方針)

第四十一条 訪問介護員等の行う指定介護予防訪問介護の方針は、第五条に規定する基本方針